

社會構成史體系 「第三部 世界史的發展の法則」

中世國家の構造

堀米庸三

日本評論社版

中世國家の構造

堀米庸三

目次

第一章 序論

一 中世國家は存在するか

五

二 中世國家論争の獨逸的性格——學說史を中心として——

七

第二章 中世國家の構造

四

一 中世國家と封建國家——問題の所在——

四

二 中世國家における非封建的要素

六

三 中世王權の超封建的性格の本質と起源

七

四 中世國家の構造と封建制度

七

跋

二五

第一章 序 論

一 中世國家は存在するか

中世國家の構造を説明しようとするこの考察が、まず第一に決定しておかなくてはならないことは、中世に國家が存在したか否かという問題である。常識的には、勿論、この問題は大きな意味をもたない。又中世の史料にも國家をあらわす言葉として *respublica*, *land(t)*, *Reich* (*riche*), *Königreich* (*kuningriche*) 等の文字がみえる。然し問題はこのような文字を以てあらわされるものが、吾々が國家として表象する形象と一致する標識を具えているか否かにかかっている。然るに例えば中世の法生活に極めて深い理解を示したフリッツ・ケルンの研究 (*Gottesgnadentum und Widerstandsrecht im frühen Mittelalter*. 1915, ders. *Recht und Verfassung im Mittelalter*. H. Z. Bd. 120. S. 1ff. 1919.) に依れば、中世國家には私法に優越する公法或は國法 (*Staatsrecht*) は存在せず、又私人の權利と國王の權利との間には何等本質的な區別は存在しない。國法とは本來同一の性質をもつ各人の權利の總體にすぎず、しかも各人の權利は夫々絶對的な自然法の表現である以上、他の權利によつて否定されることは不可能である。數的多者はそれだけでは何等正しさの保障とはならず、従つて多數決の原則は通用せず、ポーランドの國制において最も特徴的とみられたかの *liberum Veto* は、中世法に本來的のものである。同様に又中世國家には君主主權も人民主權も共に存

在せず、若し souverain なるものがあるとするなら、それは法そのものをおいて外にないのである。中世國家のこのような特質を示す他の良い例は、賦課せらるべきものとしての租税がなく、願われるもの募集されるものとしての租税 (Bede = Bitte) のみが存した事實である。⁽¹⁾このような、中世國家の國家性を疑わしめるような事實は、封建制度に關連して數多くあげることができよう。就中吾々は封建制度の超國境的性格を示す數多くの事例を、この際想起することが必要である。中世國家には imperium はあつて dominium は存しない、といわれるのは、結局封建制度の超國境性についていわれるもので、吾々は又これを Th. Mayer (u. a. *Geschichtliche Grundlagen der deutschen Verfassung*, 1933, *Der Staat des Herzogs von Zähringen*, 1935)⁽²⁾ 及 O. Hintze (*Wesen und Verbreitung des Feudalismus*, 1929, *Sitzungsbericht der Berliner Akademie*) と共に封建制度に立脚する國家の極端な無組織性と之に代る人的要素の優越として説明し、中世 = 封建國家を Personenverbandsstaat として近代的領土國家 Flächenstaat から區別することができよう。

更に又最近においては O. Brunner (*Land und Herrschaft*, 1939) が、その Fehde 及び Fehderecht の研究より出發し、Fehde が法境亂の事實ではなく却つて嚴密に法的な事實であつた所以を明かにし、Fehderecht の存在が結局「物理的強制權力の獨占者」としての國家の存在と兩立せず、從つて近代國家のこの本質的標識を缺く中世國家が如何にして國家として存在しえたかに精細な考察を拂つていたのである。⁽³⁾

右の簡單な考察のみからして、吾々は中世人が「國家」と稱んだものが吾々の考える國家とは頗る趣を異にしたものであることを知りうる。それが本來國家と稱ばるべきものであるか否かも改めて問わるべき十分の理由がある。

然し之を決定するには、それに先立つて國家一般の本質から問題を出發させる必要があり、それは明かに歴史家としての吾々の領域を超えるものである。吾々はむしろ中世において國家と稱されたものが、如何なるものであつたか、それが吾々が論議に際して常に、意識的無意識的に前提する近代國家と如何に相違するか、就中近代國家にその全體性を與える統一的契機 (Integrat.) の缺如にも拘らず、中世國家が何等かの全體性を有ちえたとするなら、それは如何にして可能であつたかを明かにしたい。

ところで所謂中世國家論即ち中世における國家の存在と非存在、又は中世國家の國家性如何に關する論議は、特に十九世紀後半以來の獨逸において喧しかつたものである。吾々は先ず之にふれることによつて、問題解決の端緒をつかみ、併せて國家學における中世國家論の概要を説き、國家本質論の回避から來る吾々の説明の缺陷を多少なりとも補いたいと思う。なおここで豫め斷つておきたいことは、本稿の取扱う中世國家が主として獨逸に限定されていることである。之は中世國家論爭が、次に述べる如く、専ら獨逸特有の現象であつたことによるばかりでなく、むしろ筆者の専門が狭く獨逸中世に限局されているところから、廣く他の西歐諸國に及び得なかつた事情に由るものである。英佛に關しては獨逸についてえられたところを檢證するため、その時々の必要に應じて傍證されるに止る。これは疑いもなく本稿の重大な缺點であるが、他方では獨逸には英佛的な要素と共に英佛に必ずしも明確でない要素も綜合的に含まれており、この點からして中世獨逸のみの分析も中世國家一般の論究に大過なきを期しうらと思う。

二 中世國家論爭の獨逸的性格 — 學說史を中心として —

オットー・ブルナー (Otto Bruner, Land und Herrschaft, 1939, S. 172ff. 本節の敘説は大體においてブルナーの著述によるところが多い) によれば、中世國家論即ち中世に國家が存在したか否かについての論争は、西歐史學界一般に通ずる事柄ではなく、専ら十九世紀後半以降の獨逸に特徴的な事實である。英佛においては夫々の近代國家と本質上區別される中世國家なるものは存在しないと考えられ、従つて中世國家の國家性を疑わしめる契機がなかつたのである。即ちフランスにあつてはカロリニングアによつて媒介せられた古代羅馬的イムペリウムの觀念に基く國家權力が嚴存し (乃至は嚴存したと考えられ)、それは一時封建的無政府狀態の中に影を沒したかにみえ乍らも、かつて消滅しおわることなく代々の王朝に受繼がれて近代的な絕對制時代にまでひきつがれたのである。従つてフランスの中世史學にとつては、獨逸にあつてペロウが度重る論争の末漸くかちえた地盤、即ち中世國家はただ漸移的 (Graduell) にのみ近代國家から區別せられるとなす觀點は、むしろその中世國家論の出發點において存したのである。又英國にあつては正にその近代における國家形態が、島國としてのその特殊位置が大陸における絕對制時代以降の近代國家を一樣に特徴づけたかの軍事國 (Militarstaat) としての編成から解放した結果として、強く中世的制度を内部に存続せしめたところから、中世國家の國家性を疑うことはとりも直さず近代國家そのものの國家性を否定することを意味し、獨逸的な中世國家論争の發生を妨げたのである。即ち「近代英國は——獨逸の學者によつて近代國家に不可缺と考えられる——所謂法人格をも統一的國家權力をもたない。従つてそれは統一的な國民も國土も所有しない。このことは大英帝國 Commonwealth of British nations によつて妥當する許りでなく、その中核體たる『グレートブリテン及び北アイルランド連合王國』にさえ妥當する。英國は Communitas ではあるが行爲能力をもつ Korporation

tionではなく、國家を法人格として示す統一的國家權力を缺いている。大陸の意味における領土高權の概念は英國法には知られていない。その代りにあるのは國王と國土に住む人々（この中には滞在外人もふくまれる）との間に成立する擬制的な封建關係と議會の權利である。國土の不統一性は、例えば、連合王國に數えられる British islands 即ち海峡諸島、マン島の如きが、ただ國王との封建關係のみによつて王國につながり、議會にその代表を送ることがないという點に端的に示されている。更に國民の統一性の缺如は、擬制的にもせよ強く中世的性格をおびる封建的君臣關係の中に示される⁽¹⁾。要之英國における近代國家は、フランスの夫れが多少とも觀念的な中世國家の延長であつたのに對して、實質的⁽²⁾に中世國家の延長たるの面を具えているのである。

ブルンナーの掲げる右の理由が英佛に中世國家論争の起らなかつた理由の凡てを盡しているか否かはここで問わない。然し中世國家論争が英佛中世史學の中心問題にならなかつたのは事實であり、又その主たる理由が彼のいうところにあることも、大體において誤りが無いであらう。ところが英佛におけるこの事情に對して、獨逸の中世史學は到るところこの中世國家論にみたされっていると稱しても過言ではない。ペロウの中世獨逸國家論 (Der deutsche Staat des Mittelalters. I. Teil. 2. Aufl. 1925) の卷頭を飾る學說史を一讀するなら、吾々はそこに代表的な歴史家、法制史家、社會經濟史家及び國家學者、法律學者が殆んど一堂に會したる如き盛觀に先ずおどろかされるのである。疑いもなく中世國家論は獨逸的な論議である。その理由はどこにあるのであらうか。

極く一般的にいって、獨逸には英佛にみられるような中世から近世への一貫した國家的發展が缺けていること、換言すれば獨逸における國家の近代的發達が神聖羅馬帝國においてではなく、却つて之を構成する領邦的小單位におい

て行われたことに、先ず第一の理由がみいだされるであろう。然し論争の内部に立入つて仔細に觀察するなら、この論争に起點を與え、又この論争を特徴づけたものが、極めて特殊獨逸的な十九世紀後半以來の獨逸の國家事情にあつたことが知られる。それは端的にいえば十九世紀的獨逸の特殊事情たる國家・民族・市民社會の相互の分裂、及びこの分裂を克服しようとする自由主義的運動と之を阻止しようとする封建的・絕對制的權力の對立であり、かかる歴史的對立を背景として登場した國家學說が、中世國家論争の起點となり又その發展を規定したといえよう。かかる學說としては第一にはハラーの家產國家說(Patrimonialstat)、第二にはギールケのHerrschaft und Genossenschaftについての學說と國家法人說(Der Staat als juristische Person)、第三には二十世紀におけるイエリネックによる國家法人說の大成並びに之をめぐる諸國家學說であり、第四にはナチズムに基く全體主義的國家觀と之によるビスマルク帝國創設時代以來獨逸法學界を支配し來つた法實證主義(Rechtspositivismus)の否定があげられる。

さて獨逸における中世國家論争の起點となつた許りでなく、この論争に一貫して大きい影響を與えたのは、アダム・ミュラーにつぐ政治的浪漫主義の代表的理論家カール・ルードウィヒ・フォン・ハラーの家產國家の理論である(ハラーに關するのみならず以下の敘述の素材は主としてBelow, Der deutsche Staat des Mittelalters, s. 1ff. による)。ハラーに従えば一切の支配は人間の三つの根源的要求即ち生計、保護、知識に基いて (一) 一家父長的又は領主的 (二) 軍事的 (三) 僧侶的の三類型に歸着する。このうち最初の支配型態がハラーによつて特に家產的(patrimonial)とよばれるもので、それは單に獨立に存在する一支配類型であるばかりでなく、實に他の二つの類型にも缺くことのできない基礎を提供する。即ちあらゆる支配は、支配者に獨立性を與える土地所有と結びつくものであるが、軍事的支配も僧侶的支

配もその永續性はただこの土地所有と結びついた家産的支配を根柢におくことによつてのみ保證される。この支配は全く正規なものであると共に根源的なものである。ところで一切の支配が究極において土地所有に基く家産的なものを根柢とするところからして、私的な關係と國家的・公的關係の差は、質の差ではなく量の差、即ち大と小の差にすぎないこととなる。一般の領主と君主の差はその獨立性の程度の相違にある。従つて至上權（Souveränität）とは偶ひとが神以外の何等の命令權をも自らの上に有たないということに外ならず、國家とはそれ自體に存在の理由をもつこと即ち獨立的であるということ以外の何ものでもない。臣下の權利と君主の權利は、その根源と本質において同一であり、その相違は權限の質的差違にあるのではなく、同一の權限を行使すべき異つた手段即ち等しからざる財産（土地所有）にあるのである。所謂君主權なるものにして小規模的には、他の如何なる人によつても行使されえない權利は一つもないのである。

以上はハラーの説く家産的支配の本質的特徴の概要であるが、その最も特徴的な點は一切の支配が土地所有とその大小關係に應じて嚴密に一元的に整理されていること、従つて各支配の質的差違がすべて量的な差違に還元せられ、所謂公私權の區別が一切抹消されているところにあるといえる。ハラーの家産國家が本來國家ではなく社會にすぎないといひ批判される所以である。ハラーはしかも過去における支配がかかるものであつたとするばかりではなく、實に現在も將來もあらゆる支配は究極において家産的なべきことを説いているのである。彼の學說の中には自ら一小領主として自己の封建的支配權の神聖性にいささかの疑念をもたぬハラーの全人格が反映していると共に、その支配の本質についての直觀的な理解が基礎となつている。吾々にとつて興味があるのは正にこの點である。

ところでハラーの家産的支配論を基礎づけたのは、單に彼の小封建領主的主觀ばかりではなく、當時の獨逸の客觀的現實でもあつたのである。即ち支配權＝國家を君主個人の家産＝私有財産（イソツブツ）とみる考え方は、古代にも中世にも存在しない。それは比較的新しい時代の產物なのである。それは結局獨逸諸支邦の法學者が領邦主權の絕對性を基礎づけるに當つて、一方では之を皇帝權より他方では自由主義的人民主權の理論から守るため、窮餘の一策として考え出された結論なのである。即ち領邦主權をフランスにおける如く羅馬法における Imperium や皇帝の aerarium, fiscus に對する支配權より導き出すことは、必然的に神聖羅馬皇帝の至上權を認める結果となるし、他方人民の意志に之を求めることはもとより許されないとある。そこで當時の法學者は法超越的君主 (princeps legibus solutus) の干涉からも一切自由である私法上の既得權の概念を利用し、支配權を君主の世襲財産＝家産として基礎づけようとしたのである。ハラーはかかる背景に立つて、神聖羅馬帝國の滅亡後、このような理論の本來的意味が薄れた後において、近代的主權論——君主的、人民的——を回避しつつ、現實の諸小邦の君主權を基礎づけようとしたものに外ならない。⁽³⁾このようにみるならばハラーの國家學說が、國家・民族・市民社會の三者が西歐諸國の如く一致せず、夫々に分離していたウィーン會議後の獨逸の政治狀態を明瞭に反映するものと理解できるのである。但しこの點ではハラーの批判者となつた國家法人說、國家主權說も、君主主權と人民主權の妥協の試みとして、ハラーと同じく獨逸の特殊事情を反映するものとみられるのである。

さてハラーは、中世國家の理論を書くことを本來の目的としたのではなく、却つて國家一般の理論的基礎づけを行ふべく、彼が唯一の正當な支配と考へた封建的領主制を絕對化したのである。従つて彼の國家學說の中世國家論に

與えた影響は間接的なものである。それは當時の國家に對する問題の立て方と結びつくことによつて、中世國家論に一つの起點を與えた。即ち十九世紀中葉以降漸次支配的となつてゆく國家學說、君主・人民兩主權の妥協形式としての國家主權乃至國家法人說にとつて、ハラールの家產國家は何等國家ではなく、社會にすぎないとみられたが、この學說に立つ國家學、法學の研究者にとつては、ハラールの國家は近代國家ではないが、近代國家がその成立に當つて克服せねばならなかつた中世的、封建的國家（それは嚴密な意味では何等國家の名に値しない）に該當すると考えられ、他方歴史家にとつてはそれが近代國家に該當せぬのみならず、中世國家に關しても史料的に何等實證性をもたないものとせられたのである。ここに同じく國家法人說乃至は之に類似する國家アンシュタルト說に立脚する人々が、ハラールの國家論をめぐる中世國家に關する二つの見解をとることとなつたのである。即ち歴史家は中世國家Ⅰ家產國家の等式に反對し、中世國家をも一つの完全な國家、即ち彼等の觀念に従えば法人格をそなえたものであることを立證せんとし、中世國家の法人性又は君主主權性と之に伴う公私法の嚴格な區分を中世國家に適用しようとし、他方理論的學科の人々、國家學、法學の研究者は中世國家の家產的性格従つてその非國家性を主張したのである。ここに中世における國家の存在と非存在を夫々の主張の兩極とする獨逸的論争が生じたのである。

この論争に關する詳細はペロウの學說史にゆずるとして、ハラール以後の對立をうけて十九世紀後半における論争の推進に劃期的意義を擔つたのは、ギールケの「獨逸團體法說」*Deutsche Genossenschaftsrecht*, Bd. I, 1868 と之に對するワイツ、ロート、ゾーム等の獨逸中世法制史の古典理論の形成者たちの對立であつたといえるであらう。

周知の如くギールケは中世獨逸における國家の存在を否定する立場にあり、國家は中世の最後の三世紀において、

先ず都市において、次いで自由な結盟團體 (freie Einung) たる都市同盟、諸侯、騎士の同身分的團結、Eidgenossenschaft 等においておこり、それらが停滯反動化した後、絕對制的領邦の中に形成されて行つたものとみる。彼が支配權の成立の根源を、土地所有 Grundvermögen と土地支配 Grundherrschaft の未分化状態にあるゲルマン的所有 Germanisches Eigen の觀念に求め、他方、ゲルマン時代から中世への發展を家父長的支配から家産的支配への推移、人的支配の物件的支配への轉化とみて、支配權の本質が人に對する支配から土地に對する支配におきかえられ、人に對する支配が土地所有の附屬物とせられ、結局王權とは「國家の最高の土地支配」⁽⁶⁾ eine oberste Grundherrschaft des Reiches としての家産的支配であること、従つて近代的觀念においては公法的とみなされる一切の支配權が私法的物件と同様に分割、貸與、相續、抵當の對象とせられた、と結論した點において、明らかにハラールの家産國家理論を繼承するものとして、反對者の激しい論難を蒙つた。ギールケに對する批判は支配權の家産化、即ち一切の支配が土地所有の屬性となり、王權が國家最高の土地支配と同一視される、という點にむけられたが、この點におけるハラールとの一致は外見的なもので、重要なのはむしろその理論的基礎づけにあると考えられる。この點でギールケはハラールが中世的支配についてとらえた一面の眞理をより深い根柢から理解してその中世法理論の基礎においたのである。それは結局中世における唯一未分化の法 (Ein einziges, einartiges Recht) の認識にある。

ギールケ⁽⁷⁾に従えば、人的・物的、公的・私的な近代的對立があらわれるに先立つて、中世にはかかる對立の萌芽の中に含み乍らも分化することのない、近代には之に比すべき如何なるものも見出されない單一の概念が、多くの關係を規定していたのである。それはその具體的適用に當つて或は近代的對立概念の一方に、或は又他方に近づくもので

ある。例をゲルマン的所有 Das germanisches Eigen にとつてみれば、それは土地支配と土地所有 (Grundherrschaf u. Grundvermögen) の両面を有し、近代的所有権と土地所有権 (Gebietshoheit u. Eigentum) の萌芽を同時に含むものである。従つて國家觀念の發達によつて土地についての公法的、私法的權利の區別が可能とされる以前にあつては、地域的・物的 räumlich-dinglich な單一概念が、同時に農民の利益權と國王又は團體 (Gesamtheit) の領域的權力を包含し、又逆に地租 Grundsteuer と賃租 Grundzins、知行關係によつて生ずる勤務、軍務と農民の賦役の如きものの種差が存在しなかつたのである。公私法の分離が行われた後において、領邦主權を土地所有や優越所有權 dominium eminens に比較することは、最も愚しいことであるが、他方では領邦主權と私的土地所有權が歴史的には同一の根源から生れたことは、それにもかかわらず正しいのである。要之「ゲルマン人は彼等の一切の隣人的交換關係から國王と人民との忠誠の輓帶に及ぶまで同様に支配する單一種の法を知つていた。しかもこの法たるや、相互性の上に築かれ、裁判保護の可能などこまでも真正正銘の法だつたのである。しかしそれは公私法（權）の消しがい混淆という不完全性を償ねばならなかつたのである」。このような状態にあつては、國家なるものも亦その獨立の存在を保つ餘地をもえない。

何となれば、一方において「私法（權）は全中世を通じて公法的要素に制約されており、純粹且つ自由な個人權 (Individualrecht) にまで發展することが許されず、人身權や財産權そして就中土地所有權と相續權に關する制度には、ある社會的精神が浸透していたのであり、個人は社會的拘束に窒息して自由な單一人格に生長することを沮まれており、他方公法（權）は私法的要素と混り合い、個體的『人格的な又偶然的要素を捨象した社會的秩序にまで高め

られることはなかつたからである。そして公法（權）はむしろ次第に多く個人權や特に財産權の形式に解消しゆき、結局においてはあらゆる社會的職能は『家産的』權利につくりかえられ、裁判權、官職等々の公權力は財産權として占有、相續、賣却、抵當化、分割の對象とされるに至つたのである。たとえ「如何なる時代にも個人をこえる團體があり、かかる團體中に最高の團體の存在することは當然であるから、國家的なものは常に存在したといえるにしても、以上に掲げた前提からして、『團體人格がある支配者又は全體者の權利主體性（Rechtssubjektivität）と相蔽う關係にある限り、國家はその感覺的擔手の中に潛在するにすぎない。人格としての國家は人々の自覺に上ることも現實に存在を獲得することなく、結局獨立性をもつ自己の内的本質に規定される國家存在が缺けていたのである』。ただ「何等かある團體を貫く統一性が人格として定立されるとき、この團體がその種の中で最高のものである限り、之に國家の概念が與えられるのであり、特に若し社團概念（Körperschaftsbegriff）が發達するときには、その發展の最高段階において國家概念にまで高まるのである」。かくして獨逸中世にあつては都市が「最初の眞正且つそれ自體において存在する」國家となつたのであり、ラント共同體、都市同盟（ハンザ）、諸侯、騎士の同盟の如き「政治的結盟團體」politische Einigungswesen が國家的發達をおしすめ、更に之等がその身分的基礎に拘束された弱味から停滯化したとき、Landesstaat がその力強い集權的な又緊密な統一性を以て、より廣大な領域に對する獨逸的國家概念の推進と貫徹を獨占的にひき受けることになつたのである。それに従い「個人の解放と國家の昂揚に伴いつつ公私法の區分も遂行され」るに至つたのである。

以上ギールケはゲルマン的獨逸的中世における近代的對立乃至分裂的要素の未分化的統一の事實より出發して、人

格としての國家の獨立的存在の否定、或はその家産的性格を結論したのであるが、之が當時の學界に與えた影響は頗る大なるものがあつた。即ち彼の説は法學、國家學方面の定説となり、二十世紀においても、この領域に關する限り彼の支配的位置は變らないといえるであらう。然るに歴史家にとつては、彼の説はハラールの考えが否定されねばならないと等しく排撃されねばならなかつた。即ち G. Waiz, P. Roth はギールケの「獨逸團體法説」の出現する以前において夫々 Dahmann などと共に、ハラールやその考えを中世に移そうと試みる人々 u. a. R. v. Mohl, Bluntschli クーランジュを先頭とするフランスのロマニスト、ジューベル (H. v. Sybel, «Geschlechterstaat», Entstehung des deutschen Königthums, 1844) に對して、中世國家の國家性、ゲルマン人の國家形成的能力の辯護につとめていた (Waiz, Deutsche Verfassungsgeschichte, 1. Aufl. Bd. I, 1844, P. Roth, Geschichte des Benefizialwesens, 1850.) のであるが、ギールケ説の登場 (一八六八) に至つては夫々自己の從來の立場をギールケに對しても對立せしめねばならなかつたのである。R. Sohn はこの二人よりかなりおくれギールケの「獨逸團體法説」の現われた直後この論争に加わり (Fränkisches Reichs- u. Rechtsverfassung, 1871) 、「それだけギールケとの對立が明瞭である。この三人の研究領域も研究結果も必ずしも共通ではない (特にワイツの立場は注目される) が、結論においてはいずれもゲルマン的及び中世フランク的國家の國家性の肯定において一致している。

この三人の中ワイツはロート、ゾームよりはるかに多くの點でギールケとの一致點をもつのであるが、彼にはギールケが國家の人格性を強調するの餘り、餘りにも狭い國家觀に陥つたことを許しえなかつた。ワイツが中世國家の論證のために用いた方法は、從つて、中世における公法私法の事實的な區別の存在特に國王の個人的權利をこえた國

家的權利の存在、個人的私的な關係に解消し切らぬ國家的關係の立證、就中國王と人民とを結ぶ臣民制 *Untertane-nverband* の存在の指摘とゲルマン時代以來中世を通じ一貫して存在する會議體の國家的全體的性格の指摘にあつたといふのであらう。

このようなワイツの立場、方法はその「獨逸國制史」の初版刊行（一八四四）以來一貫したものであるが、一八六二年に出された *Grundzüge der Politik* においては、ハラー的色彩の濃く *R. v. Mohl* の「家産國家」（ドイツ語で Hausstaat） の概念を批判しつつ、彼の中世國家觀をのべている。彼は古い身分會議に明確に政治的契機を認め、「ゲルマン的諸國にあつては、ある階級や身分が一般的國家的問題に活動するとき、それらは常に全體のために、全體を代表しつつ活動する」という考え方が支配的であつた」とのべ、その例としてフランク王朝における國會やアングロサクソン・イングランドの *Witenagemota* 及び封建時代の *Magnum concilium*、獨逸領邦の *Landstände* 等をあげてゐる。かかる考えは一八七〇年代に出された「獨逸國制史」の第二部（九世紀半より十二世紀半に至る）及び之につづいた第一部の二乃至三版において、この間にあらわれた新研究を考慮しつつ更に明確にのべられている。ワイツはここで中世國家論に關する限りでは、その國家性を過度に強調するロート、ゾームを一方において批判し、他方ではギールケにみられるその過少評價をせめてゐるのである。即ち彼はここでいふば困難な二面戦争を行つてゐるのであるが、例えば一方ではフランク國諸王の政治の國家性を指摘すると共に他方では、その分割相續制の私法的性格を強調することを忘れない。又彼自ら最初に用いたフランク王國の臣民制なる觀念もロートがこれを過度に強調するとき、彼はこのものの中に之と竝んで存する國王と特定人民との特殊私的（封建的）な關係を認めるのみではなく、臣民制そのものの中にひそむ人格的契